

平成26年度事業計画書

【概要】

I. 小規模企業振興基本法に基づく支援施策の強力な推進

1. 小規模企業の持続的な経営に向けた支援の推進

小規模企業振興基本法の制定を見据え、個々の小規模企業の持続的な経営を支援する以下の施策を全国の商工会組織をあげて推進する。

(1) 経営計画の作成支援（セミナー、相談会）

小規模企業が自社の経営環境を理解し、持続的な経営に向けた経営計画の策定を促進するため、各地商工会によるセミナー・相談会を開催する。

(2) 創意工夫による販路開拓等の取組みの支援（事業費補助、専門家派遣）

経営計画に基づき商工会と一体となって行う小規模企業の地道な販路開拓（創意工夫による売り方やデザインの改変等）などの取組みを「小規模事業者持続化補助金」や「専門家派遣」を通じて支援する。

2. 小規模企業振興基本法制定を踏まえた小規模企業や地域に対する支援策等の実現

小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、以下に掲げる支援策等の実現を目指し要望を強化する。

【税制面での支援】

○小規模企業の事業環境整備のための税制改正

法人税全体の見直しが議論されている中で、中小法人の軽減税率を現行の15%から引下げるとともに、小規模法人については、更なる特段の軽減措置を講じること。

また、厳しい経営を強いられている個人事業主に対しても、純損失の繰越期間の延長や控除の拡充等の手厚い支援策を実施すること。

【事業承継及び起業・創業に対する支援】

○事業承継（後継者）対策の充実

小規模企業の事業承継を支援するため、後継者がいない企業と企業の後継を目指す者のマッチングを図る「後継者マッチング事業」と、企業に入った後継者候補に対しOJTを行いつつ、OFF-JTや専門家による指導を受けながら、後継者として育成する仕組みに対する助成制度を創設・拡充すること。

○起業・創業支援施策の拡充

国費による創業支援担当指導員の設置や、創業後の一定期間における法人税・所得税の免除または軽減措置を講じるなど開業率を高める支援策を充実させること。

【販路開拓支援の強化】

○「地産地販」による販路開拓の継続的支援制度の創設

商工会のネットワークを最大限活用しつつ、集客力の高い場所に常設の地域アンテナショップ（地域共同販売拠点）を設置し、地産地販を行うための販路開拓を継続的に支援するための施設整備・立ち上げ時運転費用等を補助する制度を創設すること。

【政策金融の抜本的拡充】

○「マル経制度」の抜本的拡充

信用力の乏しい中小・小規模企業の切実なニーズに応えられるよう、新たな、より限度額の大きな制度（第2マル経制度）を創設するとともに、現行のマル経制度についても、拡充措置の延長、金利の一層の引下げ、推薦手続の簡素化、事故改善措置の見直し、貸付対象者の人数要件の緩和など運用面での改善を図ること。

○地域発新事業展開支援施策の充実

地域発新事業の創出による地域活性化を目指し、全国に支店網を構築する日本政策金融公庫に出資業務を付与し、商工会や地域民間VC（ベンチャーキャピタル）と連携した展開を支援すること。

また、地域の起業・創業を促すため、無担保・無保証の新創業融資制度の限度額を拡充するとともに、創業向け融資制度の金利を引下げること。

【地域コミュニティ維持・活性化への取組みに対する支援の強化】

○地域コミュニティ維持・活性化に資する人材育成及び事業の実施

地域経済の疲弊は小規模企業の経営環境の悪化に直結し、小規模企業の振興と地域の発展は密接不可分な表裏一体の関係にある。このため、地域課題解決型事業の創出及び事業が軌道に乗るまでの立ち上がり時（初期段階）における支援策を講じること。

II. 中小・小規模企業の活力再生に向けた支援の強化

1. 中小・小規模企業の新商品開発から販路開拓までの一貫した支援の実施

第一次産業との連携（農商工連携・六次産業化）を踏まえた新製品開発・観光開発や、地域の課題を解決するためのコミュニティビジネス創設支援事業等を行う「小規模事業者地域力活用新事業全国展開支援事業」を実施する。

また、地域力活用市場獲得等支援事業を活用し、国内外の販路開拓について、展示販売・商談会の開催等により支援を行う。

さらに、平成25年度に構築した「ECサイト」の普及推進を図り、地域の「新たな一品」を積極的に消費者にPR・販売し、地域と消費者を結ぶ新しい販売チャネルの構築を推進する。

2. 小規模企業の経営基盤の強化と生産性向上の支援のための情報化の推進

財務や販売等の経営データの管理分析による小規模企業の経営基盤強化及び経営データ保全を実現する「ITクラウドを活用した中小企業経営基盤強化事業」を推進する。

また、商工会地域の中小・小規模企業の経営情報等のデータベースの構築・分析を行い、事業者の経営実態を把握することにより、経営指導の質的向上を図る。

3. 中小・小規模企業が取組む経営革新及び起業・創業の支援

「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を通じた専門家派遣や「よろず支援拠点」を活用した企業の経営革新支援を強化するとともに、「地域創業促進支援事業」を活用し、地域プラットフォームに参画している商工会・県連が実施する起業・創業支援を推進する。

4. 中小・小規模企業の活力向上のための税制改正要望等の強化

(1) 消費税率引上げ等に関する要望活動の強化

消費税率の引上げは、中小・小規模企業の経営に深刻な影響を与える懸念があるため、影響を最小限にとどめるべく、政府が以下の対策等を実施するよう要望活動を実施する。

① 政府は、中小・小規模企業が消費税分を価格に転嫁することが困難な実態を踏まえ、「消費税は価格に転嫁されるものである」というメッセージを広く発信し続けるとともに、転嫁対策調査官による監視や、事業者への調査等を実施し、転嫁拒否や値下げ交渉の実態を把握し、是正に向けた措置を迅速に行うこと。

また、価格転嫁の状況について実態把握に努め、価格転嫁できない実態がある場合には、次回引上げ時において、免税点や簡易課税制度の適用上限引上げなど抜本的な対策を検討すること。

② 個人事業主の9割超が納税事務を自ら行っていること、また、事業者の5割が手計算で経理処理をしている実態に鑑み、複数税率は導入しないこと。

③ 税率引上げの後には税の滞納が増加するなど、厳しい経営環境にある中小・小規模企業の相談対応や経営支援及び記帳の推進を図るため、消費税転嫁対策窓口相談等事業を大幅に拡充・延長すること。

(2) 消費税率引上げに伴う価格転嫁対策の推進

県連・商工会と連携し、「消費税転嫁対策窓口相談等事業」及びネットde記帳等を活用した消費税転嫁対策に関する記帳指導を推進する。

5. 中小・小規模企業に対する金融支援の強化

中小・小規模企業の資金繰りを支援するため、金融機関に対し条件変更や新規融資に柔軟に対応するよう強力に指導するとともに、セーフティネット機能を強力かつ実効的に果たす施策を要望する。

また、経営者及び後継者の負担を軽減することや、企業の早期再生を促すため、個人保証に依存しない融資の普及や再生等の経営者保証履行時の統一的ルールを定めた「経営者保証ガイドライン」の普及を推進するよう併せて要望する。

Ⅲ. 東日本大震災被災地への支援及び原発事故の早期収拾等に関する要望等の実施

1. 被災地に対する継続的な支援の実施

復興に向け未だ道半ばの東日本大震災被災地の実状や要望を把握のうえ、国等に対し、引き続き強力な陳情活動を実施する。

また、被災地域の中小・小規模企業の販売先確保や早期の事業再開等を支援するため、軽トラックを活用した移動販売事業等を実施する。

2. 原発事故及び電力供給不足への対応

(1) 原発事故の早期収束及び被害の解消

福島第一、第二原発事故により甚大な被害を被った中小・小規模企業が、一刻も早く事業を再開できる環境を整えられるよう、避難地域等の被害の大きい地域全体のグランドデザインを早期に策定するとともに、福島復興再生特別措置法に基づく各種計画が着実に実施されるよう、国に対して要望活動を実施する。

また、風評被害の完全払拭に向けて、中小・小規模企業の販路拡大等の取組みへの支援の強化について、併せて、要望活動を実施する。

(2) 原発被害に対する完全賠償の実施及び事業再開支援

原発事故により、直接的な被害を受けた中小・小規模企業に対して、価値を失った資産に対する財物賠償の完全実施をはじめ、中小・小規模企業の早期の事業再開のため、早期に賠償を行うよう、国や東京電力に求めるとともに、事業再開を支援するための融資制度や補助制度の拡充について引き続き働きかけを行う。

(3) 電力供給不足への対応

国内のほぼすべての原発が稼働を停止している状況が継続しており、夏季・冬季の需要期には引き続き電力供給不足の懸念があり、また、各電力会社の電気料金の引上げにより、経営基盤の弱い中小・小規模企業は節電と電気料金の引上げの負担に耐えかねている。

そこで、電力の安定供給を図るため、停止中の原発を再稼働する際には、国が早期に安全性を見極めたうえで実施するとともに、企業が過度に負担を負わないよう中小・小規模企業向けの新たな料金体系を設けるよう要望活動を実施する。

IV. 提案型の経営支援・巡回訪問等の会員サービスの徹底及び組織基盤の強化

1. 提案型の経営支援・巡回訪問の推進・強化

「商工会は行きます 聞きます 提案します ～会員満足向上運動～」のキャッチフレーズのもと、「商工会地域の中小・小規模事業者の経営情報等のデータベース」を構築・活用するとともに、基礎的な経営改善普及事業の根幹たる「巡回訪問」を徹底し、提案型の経営支援の一層の強化を図る。

また、「商工会機能強化検討特別委員会」報告書に基づき、経営革新など高度・専門的な経営支援体制を強化するため、限られた支援人材の効率的な活用の観点から、各商工会の経営支援業務を、県連を介した広域的な体制で共同化するなど、地域の実状に応じた効果的・効率的な支援体制の構築を推進する。

2. 商工会職員の資質向上対策の推進

(1) 小規模企業の支援に係る人材の育成強化

中小企業庁の「小規模事業者等人材・支援人材育成事業」として実施される、以下の研修への各地経営指導員の参加を推進し、小規模企業や地域のニーズに即応できる経営指導員の育成を図る。

【全国各地で開催】

- 経営革新や創業等を支援する人材を育成する「成長支援型経営指導員向け研修」
- 地域資源活用や農商工連携等を支援する人材を育成する「地域支援型経営指導員研修」

【全国各地の優れた支援機関に派遣】

- 若手の経営指導員を実力のある支援人材のもとに派遣しインターン研修を行う「見習研修」

(2) 全国連認定経営支援マネージャー制度の推進

商工会職員の資質向上対策である全国連認定の「経営支援マネージャー制度」を積極的に推進するとともに、Web研修上で認定マネージャーの活動を支援する実践型コンテンツの提供を行う。

(3) 全国規模の経営支援事例発表会（アワード）の開催

経営指導員等による経営革新等の支援事例を各都道府県・ブロック単位の事例発表会などを通じて全国から選抜し、全国規模の経営支援事例発表会を、全国の経営指導員や中小企業庁・マスコミなどの出席のもと開催し、商工会職員同士の支援スキルの共有を図るとともに、商工会が行う事業者支援を広くPRする。

3. 内外に向けた商工会活動の積極的アピール

商工会の機関誌である月刊「Shokokai」誌について、小規模企業振興基本法制定を踏まえ、大幅に拡充される支援施策の内容等を中心にコンテンツの充実化を図り、商工会役員をはじめとする可能な限り多くの会員に購読をお願いするとともに、本会発行のメールマガジンとの連携を強化することより、商工会活動への一層の理解の促進、各種施策の積極的なPR等を行う。

また、商工会組織の活動や政策要望等について広く理解を得るため、小規模企業の振興を核とした事例を収集・分析し、新聞やテレビ局等のパブリシティについて戦略的な活動を実施する。

4. 自主財源の確保による財政力強化（50%以上の自主財源確保）

すべての商工会が、地域の実情に応じた財政力強化事業に積極的に取り組み、収入に占める自主財源の比率を50%以上に高めることを目指す。

5. 青年部等若手経営者・後継者の活動及び組織基盤の強化

青年部員の年齢制限について、現行の40歳を45歳に引上げるなど柔軟な対応ができるよう商工会標準定款例の改正等の環境整備を図るとともに、全国商工同友会連合会（青年部OB会）については、県単位での組織化及び全国組織加入を更に推進しつつ、内部組織化を検討する。

6. 会員同士の助け合いの制度「会員福祉共済」、「商工貯蓄共済」の推進

「会員福祉共済」「商工貯蓄共済」の全会員の加入を目指し、組織全体で普及・加入促進を実施する。商工会等役職員については、共済制度への全員加入を早期に実現する。

7. 会員サービスの充実に向けた検討

地震等の災害で被災した会員に向け支援を行うため、新たな保険制度の創設を検討するとともに、会員が更なるメリットを享受できるよう、商工会が扱う共済制度を強化するために、全日本火災共済協同組合連合会（日火連）及び全国中小企業共済協同組合連合会（共済連）との連携を検討する。

8. 「100万会員ネットワーク」の推進

販売促進の一環として、IT活用が進んでいない小規模企業に対し、ホームページ作成の支援を実施し、積極的に企業情報や販売情報の発信を行うことによる取引機会の創出を図る。

V. 地域コミュニティ維持・活性化及び「儲かる地域づくり」に向けた取り組み

1. 地域コミュニティ維持・活性化に係る取り組みの推進

地域に密着した活動を展開している商工会が中核となり、地域産業の育成はもとより、防犯・防災活動、高齢者等地域住民の生活不便の解消などを目的としたコミュニティ維持・活性化活動を積極的に展開するとともに、全国の優良な事例を収集・取りまとめを行い広く内外にPRする。

2. 「儲かる地域づくり」に向けた取組みの推進

平成25年度に取りまとめた「地域産業活性化検討特別委員会」報告書に基づき、外から資金を呼び込み、かつ、地域内で資金を循環させる「儲かる地域づくり」が全国各地で展開されることを目指し、先進的な地域への視察等、商工会が中心となる各種研究会開催に係る支援を行うとともに、経営指導員や地域事業者等を対象とした研修会を開催する。

3. 地方の活力再生に資する「まちづくり」に対する支援

大型店の出退店や商業施設の郊外化により、地域の中小小売業が非常に大きな影響を受けている状況に鑑み、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、各都道府県・市町村における「まちづくり条例」の制定を支援する。

また、まちづくり三法見直しの議論が行われる中で、中心市街地の活性化や大型店の立地だけではなく、いわゆる「買い物難民」対策など、消費者の買い物利便性の確保や地域コミュニティ維持の観点に立った、新たなルールづくりを導入するよう国等に対して、引き続き要望活動を実施する。